

○枚方市老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の認可等及び有料老人ホームの届出等に関する規則

平成24年12月10日

規則第60号

改正 平成25年3月29日規則第28号

平成26年3月31日規則第46号

令和元年8月5日規則第13号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定めるもののほか、老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の認可等及び有料老人ホームの届出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平26規則46・令元規則13・一部改正)

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第2条 法第14条の規定による届出は、所定の老人居宅生活支援事業開始届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により提出する届出書には、省令第1条の9第2項に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、所定の老人居宅生活支援事業変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により提出する届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、所定の老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(老人デイサービスセンター等の設置の届出)

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、所定の老人デイサービスセンター等設置届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により提出する届出書には、省令第1条の14第3項に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(老人デイサービスセンター等の変更の届出)

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、所定の老人デイサービスセンター等変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により提出する届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、所定の老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(令元規則13・一部改正)

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請)

第8条 省令第3条第1項の申請書は、養護老人ホームの設置に係るものにあつては所定の養護老人ホーム設置認可申請書、特別養護老人ホームの設置に係るものにあつては所定の特別養護老人ホーム設置認可申請書とする。

2 前項の申請書には、省令第3条第2項に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平25規則28・平26規則46・令元規則13・一部改正)

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出)

第9条 法第15条の2第2項の規定による届出は、所定の／養護／特別養護／老人ホーム変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第15条第3項の規定による届出をし、又は同条第4項の規定による認可を受けた者は、施設の長その他別に定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、前項の届出書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出する届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(平26規則46・令元規則13・一部改正)

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止等の認可の申請)

第10条 省令第5条の申請書は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 廃止又は休止に係るもの 所定の／養護／特別養護／老人ホーム廃止(休止)認可申請書

(2) 入所定員の減少又は入所定員の増加に係るもの 所定の／養護／特別養護／老人ホーム入所定員変更認可申請書

(平26規則46・令元規則13・一部改正)

(軽費老人ホームの経営に係る届出等)

第11条 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第62条第1項の規定による届出又は同条第2項の許可の申請をしようとする者は、当該軽費老人ホームの所在地その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

2 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第62条第1項及び前項の規定による届出は、所定の軽費老人ホーム事業経営開始届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第62条第2項の許可の申請及び第1項の規定による届出は、所定の軽費老人ホーム事業経営許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則46・追加、令元規則13・一部改正)

(軽費老人ホーム事業の変更の届出等)

第12条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第63条第1項及び前項の規定による届出は、所定の軽費老人ホーム事業変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第63条第2項の許可の申請は、所定の軽費老人ホーム事業変更許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則46・追加、令元規則13・一部改正)

(軽費老人ホーム事業の廃止の届出)

第13条 軽費老人ホームの経営に係る社会福祉法第64条の規定による届出は、所定の軽費老人ホーム事業廃止届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則46・追加、令元規則13・一部改正)

(有料老人ホームの設置等の届出)

第14条 法第29条第1項の規定による届出は、所定の有料老人ホーム設置届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、所定の有料老人ホーム変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、所定の有料老人ホーム廃止(休止)届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

4 前3項の規定により提出する届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平26規則46・旧第11条繰下・一部改正、令元規則13・一部改正)

(有料老人ホームの設置者の報告)

第15条 省令第21条の3の規定による報告は、別に定めるところにより、所定の重要事項説明書を市長に提出することにより行わなければならない。

(令元規則13・追加)

附 則

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、大阪府老人福祉法施行細則(昭和38年大阪府規則第66号)の規定により現に大阪府知事に対してなされている申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

附 則〔平成25年3月29日規則第28号〕

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の枚方市老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の認可等及び有料老人ホームの届出に関する規則の一部を改正する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の認可等及び有料老人ホームの届出に関する規則の一部を改正する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成26年3月31日規則第46号〕

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の枚方市老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の認可等及び有料老人ホームの届出に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市老人居宅生活支援事業の届出、老人福祉施設の設置の

認可等及び有料老人ホームの届出に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和元年8月5日規則第13号〕

この規則は、公布の日から施行する。